

監査結果報告書

国立大学法人上越教育大学
学長 渡邊 隆 殿

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの平成16年度の業務及び会計について監査するため、役員会及びその他重要な会議に出席するほか役員等から事業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部局の財産の状況の調査をしました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

監査の結果、私どもの意見は次のとおりであります。

1. 業務の執行は、法令及び学則に従い適法に行われているものと認められます。
2. 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
3. 事業報告書は、国立大学法人上越教育大学の平成16年度の業務運営状況を正しく表示しているものと認められます。

平成17年6月16日

国立大学法人上越教育大学

監事 高橋 信夫

監事 大原 啓資